第 30 回

緑の環境プラン大賞

都市の緑3表彰

応 募 要 綱

（2019 年度）

シンボル・ガーデン部門

ポケット・ガーデン部門

特別企画「おもてなしの庭」

主催：公益財団法人都市緑化機構　一般財団法人第一生命財団

特別協賛：第一生命保険株式会社

「緑の環境プラン大賞」の趣旨

公益財団法人都市緑化機構および第一生命保険株式会社では、緑豊かな都市環境の形成を図るとともに、生活の質の向上やコミュニティの醸成等に役立つことを願い、1990 年に「緑のデザイン賞」を創設し、緑化のプランの実現のための助成を開始しました。その後、環境への配慮といった時代の要請に一層応えるべく、2009 年度に「緑の環境デザイン賞」と改称し、都市の環境共生に必要な緑地機能を新たな評価基準として加え、深刻化している環境問題への対応を図ってきました。さらに、2015 年度からは、2020 年に向けた期間限定のプログラムとして、花と緑で観光客をお迎えする 特別企画「おもてなしの庭」への助成を東京都限定で実施しています。

このように、優れた緑化のプランを表彰し、その実現のための助成を行ってきた「緑の環境デザイン賞」ですが、さらに多くの皆さまに関心を持っていただき、緑の創出を通じて、昨今の社会的重要課題である都市環境の保全や再生、地域コミュニティの形成、生活の質の向上に対応していくことを、これまで以上に積極的に進めていきたいと考えました。

このため、2016 年度からは、主催者に第一生命財団を加え、名称を「緑の環境プラン大賞」と改称するとともに、募集を地域のシンボルとなり都市環境の保全・再生に貢献する シンボル・ガーデン部門、地域コミュニティの形成につながる ポケット・ガーデン部門、花と緑で観光客を迎える特別企画「おもてなしの庭」に見直しを行いました。

「緑の環境プラン大賞」では、生活の質の向上やコミュニティの醸成の実現への取り組みを一層強化し、豊かな次世代社会の創造に寄与することを目指してまいります。

主　　催：　公益財団法人都市緑化機構

一般財団法人第一生命財団

特別協賛：　第一生命保険株式会社

目　次

応募概要 4

都市環境の再生・保全に貢献する

シンボル・ガーデン部門(上限 800 万円(消費税含む)) 6

コミュニティの憩いの場を創造する

ポケット・ガーデン部門(上限 100 万円(消費税含む)) 9

花と緑で観光客を迎える

特別企画「おもてなしの庭」(上限 2,020 万円(消費税含む)).... 12

■その他の事項

応募から助成までの流れ 15

応 募 概 要

部門	内容
シンボル・ガーデン 	■ 応募対象：全国の民間・公共の各種団体 ■ 助成金額：上限 800 万円(消費税含む) ■ 助 成 数：3 件程度 ■ 応募内容： 地域のシンボル的な緑地として、緑の持つヒートアイランド緩和効果、生物多様性保全効果等を取り入れることにより、人と自然が共生する都市環境の形成、および地域コミュニティの活性化に寄与するアイデアを盛り込んだ緑地のプランを応募の対象とします。
ポケット・ガーデン 	■ 応募対象：全国の民間・公共の各種団体 ■ 助成金額：上限 100 万円(消費税含む) ■ 助 成 数：10 件程度 ■ 応募内容： 日常的な花や緑の活動を通して、地域コミュニティの活性化や、保育園・幼稚園、学校、福祉施設等での情操教育、身近な環境の改善等に寄与するアイデアを盛り込んだ花や緑のプランを応募の対象とします。

特別企画	内容
「おもてなしの庭」 （東京都限定） 	■ 応募対象：民間・公共の各種団体 ■ 助成金額：上限 2,020 万円(消費税含む) ■ 助 成 数：1 件 ■ 応募内容： 2020 年に向けた特別企画として、花と緑で観光客をお迎えする魅力ある緑の創出、およびその場所でのおもてなしの活動に関するアイデアを盛り込んだプランを東京都内限定で応募の対象とします。

審　査　員

委員長	進　士　五十八	福井県立大学　学長　／　東京農業大学　名誉教授
委　員	金　子　忠　一	東京農業大学　教授
	青　木　由　行	国土交通省　都市局長
	永　山　妙　子	マネジメントコンサルタント
	藤　沢　久　美	シンクタンク・ソフィアバンク　代表
	松　本　　肇	株式会社産業経済新聞社　取締役
	村　上　暁　信	筑波大学 システム情報系 教授
	稲　垣　精　二	第一生命保険株式会社　代表取締役社長
	小　野　文　夫	一般財団法人第一生命財団　常務理事
	宮　下　和　正	公益財団法人都市緑化機構　専務理事

（順不同、敬称略 、2019 年 3 月現在）

応募受付期間

2019 年 4 月 1 日（月）～　6 月 30 日（日）当日消印有効

発　　表

2019 年 10 月中旬（応募者全員に結果を通知いたします。）

表　彰　式

2019 年 11 月～12 月（東京都内で開催予定）

応募書類送付先および問合せ先

応募用紙は、下記ホームページからダウンロードして下さい。
郵送希望の場合は、事務局宛にご連絡下さい。

〒101-0051
東京都千代田区神田神保町 3-2-4 田村ビル 2 階
公益財団法人都市緑化機構「緑の環境プラン大賞」事務局
TEL：03-5216-7191　FAX：03-5216-7195
E-mail: midori.info@urbangreen.or.jp

URL: https://urbangreen.or.jp

シンボル・ガーデン部門（上限 800 万円）の応募について

地域のシンボル的な緑地として、緑の持つ環境保全機能（ヒートアイランド緩和効果・生物多様性保全効果）を積極的に取り入れることにより、人と自然が共生する都市環境の形成やコミュニティの活性化に寄与するアイデアを盛り込んだ緑地のプランを募集し、プラン実現のための整備費を助成します。

【地域社会のシンボルとなる緑地】

例えば、

- 公園、駅前広場、街路・河川空間等、公共性の高い場所での緑化
- 病院、福祉施設、商店街、マンション等、多くの人が利用する場所での緑化
- その他、上記施設の屋上や壁面、屋内空間での緑化、地域のシンボルとなる施設等

※ 公有地、民有地は問いません。応募者と土地の所有者または管理者が異なる場合は、土地の所有者または管理者から緑化のプランの実現（緑化助成工事、維持管理等）に関して同意が得られる見通しがあることとします。（なお、受賞が内定した時点で、同意書および土地の賃貸契約書の写し等の提出をお願いすることになります）

応　募　対　象

全国の民間・公共の各種団体。例えば、特定非営利活動法人、病院、福祉施設、商店組合、町内会、事業者、公益・一般の財団・社団法人、公共団体等の団体およびこれらと同等以上の団体であることとします。

※ 個人での応募は対象外とします

応　募　条　件

① プラン実現のための応募対象地の活用が確実であること。
（応募対象地において土地の所有者または管理者等による事業の計画がある場合、その実施に際し支障にならないか確認した上でご応募下さい）

② プランの助成要望金額は、上限 800 万円（消費税含む）とすること。

③ プランの助成対象となる工事の発注については、助成決定通知後におこなわれること。

④ プランは、原則として、2020 年 3 月 31 日までに工事完了が可能であること。（ただし、緑化助成工事対象地が降雪地である等やむを得ない理由により工事完了が見込めない場合には、若干の延長を認めます）

⑤ プランの助成対象物は、他の助成や補助等と重複しないこと。

⑥ 助成により完成した緑地は、最低 10 年間維持されること。

応　募　書　類

応募は、都市緑化機構のホームページから シンボル・ガーデン部門 応募用紙をダウンロードのうえ、必要事項を記入するとともに、以下 4 点の添付資料と資料データを収めた CD を送付して下さい。

《添付資料》

下記資料は、A3 判カラープリントにて提出して下さい。

1.位置図 都市計画図等の地図に、応募対象地がわかるように明記して下さい。
2.周辺図 周辺の状況および土地の形状がわかる地図上に、応募対象地（区域）を記載し、その現況写真を撮影方向がわかるように貼り付けて下さい。
3.プラン図 プラン平面図を着色のうえ、方位・スケール（縮尺）・凡例（樹種・施設名）を必ず入れ、緑化工事助成要望区域（物）を赤線で囲って下さい。
4.簡単なスケッチ 完成イメージを伝える彩色されたスケッチ等を添付して下さい。

上記以外の添付資料で応募内容を補足説明する必要がある場合は、必要最小限の資料（A3 または A4 判）を添付して下さい。

応募資料は返却いたしませんので、お手元に控えをお残しください。

審査のポイント

【創　意　工　夫】 創意工夫が施された魅力的なプランであるか。

【環境への寄与】 ヒートアイランド緩和や生物多様性保全等の環境保全機能が効果的に発揮され、都市環境の保全・再生に寄与するプランであるか。

【地域との関わり】 地域住民の参加・協力が得られる等、地域コミュニティの活性化が期待できるプランであるか（整備または管理における周辺地域との関わりが担保されているか）。

【公　　開　　性】 緑地が、不特定多数の人が利用できる公開性が担保されたプランであるか。教育・福祉・医療関係施設等で防犯上の理由から常時開放ができない場合であっても、施設公開日等を設定し公開性を確保する工夫がなされているか。

表　彰・助　成　内　容

- 国土交通大臣賞　　1点　　賞状（国土交通大臣名）、助成金
- 緑　化　大　賞　　2点程度　　賞状（主催者名）、助成金

※ 助成金は、上限800万円（消費税含む）

そ　の　他

◎ 応募書類・CDは、返却いたしません。

◎ 受賞プランの応募図面等の使用権は、主催者に帰属します。

◎ 応募されるプランの中で、自己資金または他からの助成金等の本助成以外の費用を含む工事が行われる場合には、本助成と本助成以外で行う工事（対象エリア並びに対象物）を明確に区分して下さい。

◎ 受賞プランの助成は、原則として受賞者が緑化工事を行い、主催者が工事完了の確認後、精算により完了させる方法で行います。
ただし、受賞者が施工管理能力を持たない場合、主催者が工事を行い、工事完了後、受賞者に引き渡します。
詳しくは、「助成要綱」を参照して下さい。

ポケット・ガーデン部門（上限 100 万円）の応募について

日常的な花や緑の活動およびクールスポットの創出を通して、地域交流やコミュニティの活性化・子どもの遊び場作り、保育園・幼稚園、学校、福祉施設等での情操教育や身近な環境の改善等のアイデアを盛り込んだプランを募集し、緑地の整備、資材購入等の費用を助成します。

【身近な地域交流や情操教育の場となる緑地】

例えば、

- 商店街、公民館、公園、駅前広場または街中の未利用地等での植樹、花壇の整備およびコミュニティガーデンの設置等
- 学校、保育園・幼稚園、病院・福祉施設、マンション等での植樹、花壇の整備やビオトープの設置および屋上や壁面緑化（緑のカーテン）等

応　募　対　象

全国の民間・公共の各種団体。例えば、花や緑の活動に関わる市民団体（花、緑、まちづくり等の各種ボランティアグループ）、特定非営利活動法人、学校・幼稚園・保育園、病院、福祉施設、マンション管理組合、商店組合、町内会、事業者、公益・一般の財団・社団法人、公共団体等の団体およびこれらと同等以上の団体であることとします。

※　個人での応募は対象外とします。

応　募　条　件

① プラン実現のための応募対象地の活用が確実であること。

② プランの助成要望金額は、上限 100 万円（消費税含む）とすること。

③ プランの助成対象となる工事の発注や資材購入等は、助成決定通知後におこなわれること。

④ プランは、原則として、2020 年 3 月 31 日までに整備完了が可能であること。
（ただし、花苗の植え付け等は、植物の適切な生育にあわせ、若干の延長を認めます）

⑤ プランの助成対象物は、他の助成や補助等と重複しないこと。

⑥ 助成により完成した緑地は、最低 5 年間維持されること。

応　募　書　類

応募は、都市緑化機構のホームページから ポケット・ガーデン部門応募用紙をダウンロードのうえ、必要事項を記入するとともに以下２点の添付資料と資料データを収めた CD を送付して下さい。

《添付資料》

下記資料は、A3 判カラープリントにて提出して下さい。

1. 応募対象地の状況 周辺の状況および土地の形状がわかる地図上に、応募場所（区域）を記載し、その現況写真を撮影方向がわかるように貼り付けて下さい。
2. イメージスケッチ 完成イメージを伝える彩色されたスケッチ等を添付して下さい。 （スケッチは実現可能な内容で描写して下さい）

上記以外の添付資料で応募内容を補足説明する必要がある場合は、必要最小限の資料を添付して下さい。（A３または A4 判の資料２枚までとして下さい）

応募資料は返却いたしませんので、お手元に控えをお残しください。

審査の主なポイント

【創　意　工　夫】 創意工夫が施された魅力的なプランであるか。

【環境への寄与】 クールスポットによる身近な憩いの場作り、ビオトープによる生物多様性保全、屋上・壁面緑化によるヒートアイランド現象の緩和等、都市環境の保全・再生に寄与するプランであるか。

【地域との関わり】 地域住民等の参加・協力が得られる等、地域コミュニティの活性化が期待できるプランであるか。また、街中や園庭・校庭等、子ども達の身近な場所を緑化することで、情操教育に役立つプランであるか。

【公　　開　　性】 緑地が、不特定多数の人が利用できる公開性が担保されたプランであるか。教育・福祉・医療関係施設等で防犯上の理由から常時開放ができない場合であっても、施設公開日等を設定し公開性を確保する工夫がなされているか。

表　彰・助　成　内　容

- 国土交通大臣賞　　1 点　　賞状（国土交通大臣名）、助成金
- コミュニティ大賞　9 点程度　　賞状（主催者名）、助成金

※ 助成金は、上限 100 万円（消費税含む）

そ　の　他

◎ 応募された書類・CD は、返却いたしません。

◎ 受賞プランの応募図面等の使用権は、主催者に帰属します。

◎ 受賞プランの助成は、受賞者が施工費、資材購入等の代金の支払い後、速やかに領収証の写しと購入した備品等の写真について所定の届出書を提出いただき、主催者で内容を確認後、精算により完了させる方法で行います。
詳しくは、「助成要綱」を参照して下さい。

特別企画「おもてなしの庭」（上限 2,020 万円）の応募について

2020 年に向けた特別企画として、花と緑で観光客をお迎えする魅力ある緑の創出、およびその場所でのおもてなしの活動に関するアイデアを盛り込んだプランを、東京都限定で募集します。

【花や緑で観光客を「おもてなし」する緑地】

例えば、

- 多くの来訪者がある観光スポット等での憩いや休息、催事の場となる緑地の創出
- スポーツやイベントの会場周辺、マラソンコースの沿道等での緑地の創出
- その他、駅・空港等の交通拠点における広場や公開空地の再整備等

※ 公有地、民有地は問いません。募集者と土地の所有者または管理者が異なる場合は、土地の所有者または管理者から緑化のプランの実現（緑化助成工事、維持管理等）に関して同意が得られる見通しがあることとします。（なお、受賞が内定した時点で、同意書および土地の賃貸契約書の写し等をお願いすることになります）

応　募　対　象

民間・公共の各種団体。例えば、特定非営利活動法人、学校・幼稚園・保育園、病院、福祉施設、商店組合、町内会、事業者、公益・一般の財団・社団法人、公共団体等の団体およびこれらと同等以上の団体であることとします。

※ 個人での応募は対象外とします。

応　募　条　件

① プラン実現のための応募対象地の活用が確実であること。
（土地の所有者または管理者等による事業の計画がある場合、その実施に際し支障にならないか確認した上でご応募下さい）

② プランの助成要望金額は、上限 2,020 万円（消費税含む）とすること。ただし、プラン実現に向け、地域社会との協働による緑化計画、完成後の維持管理や活用に関する計画づくりに関わる経費について 200 万円(消費税含む)を上限として助成する。この場合は、緑化工事とあわせて 2,020 万円（消費税含む）までのプラン内容とする。

③ プランの助成対象となる工事の発注については、助成決定通知後におこなわれること。

④ プランは、2020 年 5 月 31 日までに工事完了が可能であること。

⑤ プランの助成対象物は、他の助成や補助等と重複しないこと。

⑥ 助成により完成した緑地は、最低 10 年間維持されること。

応　募　書　類

応募は、都市緑化機構のホームページから特別企画「おもてなしの庭」応募用紙をダウンロードのうえ、必要事項を記入するとともに以下 5 点の添付資料と資料データを収めた CD を送付して下さい。

《添付資料》

下記資料は、A3 判カラープリントにて提出して下さい。

1.位置図 都市計画図等の地図に、応募対象地がわかるように明記して下さい。
2.周辺図 周辺の状況および土地の形状がわかる地図上に、応募対象地（区域）を記載のうえ、現況写真を撮影方向がわかるように貼り付けて下さい。
3.「おもてなしの庭」基本コンセプト 訪れる人々を出迎え、もてなす空間づくり、およびその場所での活動プランの基本コンセプトがわかるように記載して下さい。
4.「おもてなしの庭」図面 プラン平面図を着色の上、方位・スケール（縮尺）・凡例（樹種・施設名）を必ず入れ、緑化工事助成要望区域（物）を赤線で囲って下さい。 なお、図面はパネル化・図集化せずに送付して下さい。
5.「おもてなしの庭」の簡単なスケッチ 完成イメージを伝える彩色されたスケッチ等を添付して下さい。

上記以外の添付資料で応募内容を補足説明する必要がある場合は、必要最小限の資料（A3 または A4 判）を添付して下さい。

応募資料は返却いたしませんので、お手元に控えをお残しください。

審査の過程において、現地確認およびプランの説明（プレゼンテーション）を実施いただく場合があります。その場合は、詳細を該当者に通知します。

審査の主なポイント

【創　意　工　夫】 創意工夫が施された魅力的なプランであるか。

【立　　地　　性】 「多くの観光客へのおもてなし活動が期待できる」「広く対外発信が可能となる」等、集客性や PR 効果等が高い場所であるか。

【地域･環境への寄与】 景観や環境、利用面等で地域への寄与が期待できる「おもてなしの庭」プランとなっているか。

【おもてなしの活動】 整備された緑地における「おもてなし」の活動プランが示されているか。

表　彰・助　成　内　容

- 「おもてなしの庭」大賞　　1 点　　賞状（主催者名）、助成金

※ 助成金は、上限 2,020 万円（消費税含む）

そ　の　他

◎ 応募された書類・CD は、返却いたしません。

◎ 受賞プランの応募図面等の使用権は、主催者に帰属します。

◎ 受賞プランの助成は、原則として受賞者が緑化工事を行い、施工後、主催者が工事完了の確認後、精算により完了させる方法で行います。
ただし、受賞者が施工管理能力を持たない場合、主催者が工事を行い、完成後、受賞者に引き渡します。

◎ 計画づくり関わる費用の助成については、緑化工事完了の確認後、精算する方法で行います。詳しくは、「助成要綱」を参照して下さい。

その他の事項

応募、助成を行うにあたり、この「応募要綱」、別紙「助成要綱」に定めがないもの、および疑義が生じた場合には、主催者と応募者が別途協議して定めるものとします。

なお、以下の場合は受賞の取消、助成の中止、助成金の返還を求める場合があります。

・応募内容が応募・助成要件を満たさなくなったとき

・応募内容が事実と異なっていた場合

・応募者が反社会的勢力･または反社会的勢力と関係を有していると判断されたき　等

【個人情報の利用目的について】

公益財団法人都市緑化機構、一般財団法人第一生命財団、第一生命保険株式会社は、応募に際し入手した情報について以下を目的として利用します。

・審査に関わる問合せ、審査結果の通知、事務連絡

・応募内容に関する照会

・当賞の広報活動（新聞、雑誌、ホームページ、SNS 等への掲載）

・その他当賞に関する業務・運営管理

応募から助成までの流れ

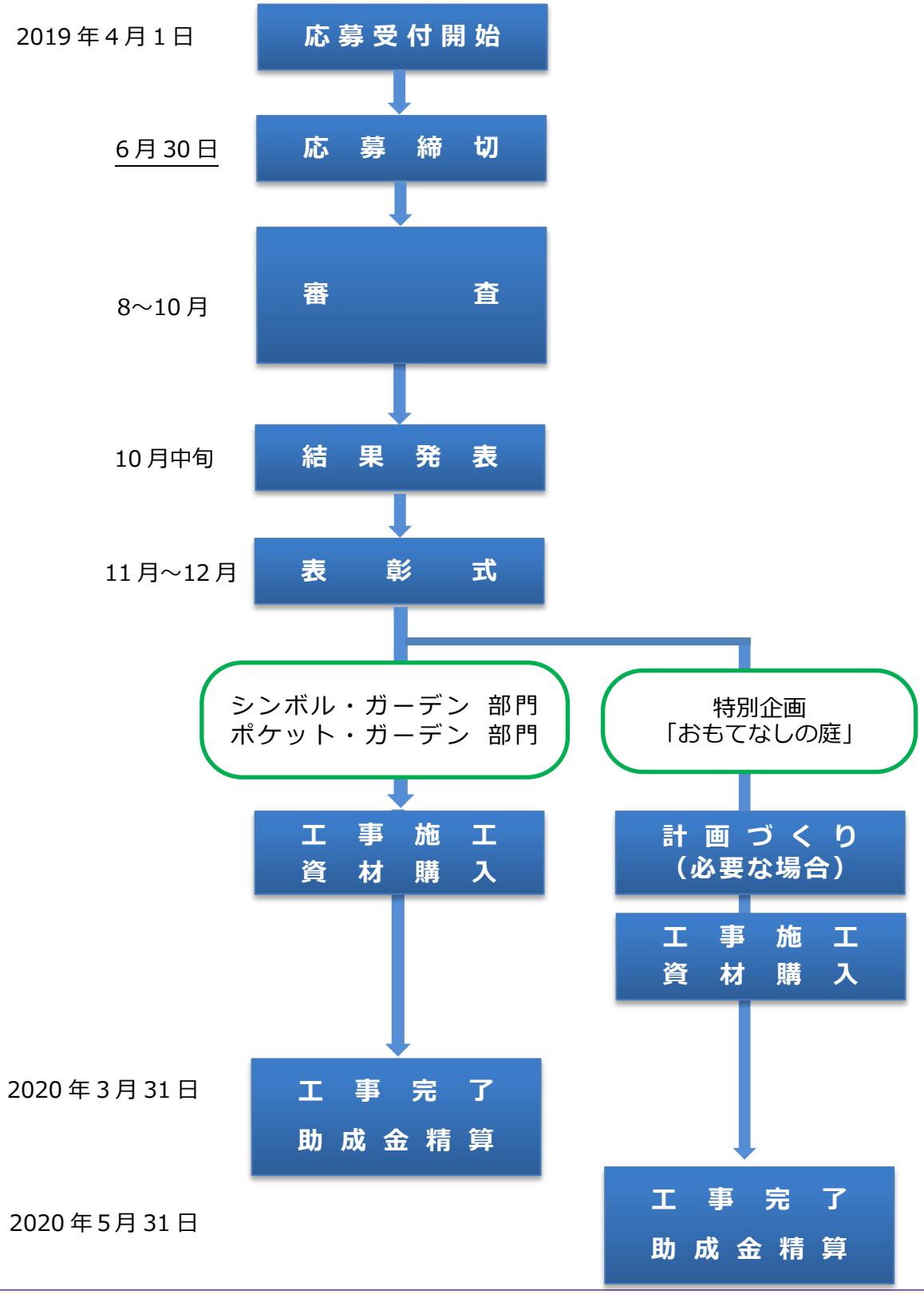

第 30 回

緑の環境プラン大賞

都市の緑３表彰

助 成 要 綱

（2019 年度）

シンボル・ガーデン部門

ポケット・ガーデン部門

特別企画「おもてなしの庭」

主催：公益財団法人都市緑化機構　一般財団法人第一生命財団

特別協賛：第一生命保険株式会社

この要綱は、第 30 回緑の環境プラン大賞において、審査会で受賞および緑化助成が決定した作品について、受賞以降の手続きについて定めたものです。

なお、**シンボル・ガーデン**部門・特別企画**「おもてなしの庭」**と **ポケット・ガーデン**部門では、手続きが異なります。

また、助成に関する窓口は、以下のとおり、それぞれ異なります。

シンボル・ガーデン部門、特別企画「おもてなしの庭」

【問合せ先】　〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-2-4 田村ビル 2 階
(公財)都市緑化機構　TEL：03-5216-7191　FAX：03-5216-7195
E-mail: midori.info@urbangreen.or.jp
URL: https://urbangreen.or.jp

緑化助成の要件

① 助成を受けるプランは、受賞決定内容と相違がないこと。ただし、特別企画「おもてなしの庭」については、ワークショップ等による過程での軽微な変更は、その限りではありません。

② 緑化助成工事・施設や設備の整備金額は、工事費・プレートの費用、それにかかる消費税を含め、助成決定内示額（P4・②参照）を超えないこと。

設計図書の提出

受賞者は、受賞決定通知を受領後、以下の資料を提出して下さい。

(1) 工事見積書	積算内訳、諸経費を明示したもの、または、工事請負契約書の写し（受賞者が公共団体などで緑化助成工事を自身で行う場合）
(2) 植栽平面図	プラン平面図で工事の指示ができない場合
(3) 植栽詳細図	支柱等、特に図面で明示する必要がある場合
(4) 施設等詳細図	植栽以外の施設等が助成対象に含まれる場合
(5) 工事仕様書	特に、施工上の指示が必要な場合
(6) 計画づくり見積書	計画策定に関わる業務委託費等の概算の見積（特別企画「おもてなしの庭」に限ります）
(7) その他	受賞者、または（公財）都市緑化機構が必要と判断する資料

緑化助成対象の調整

前記「工事見積書」等の内容を確認したうえで、必要に応じて緑化助成範囲調整のための協議を行う場合があります。

緑化助成の規模・範囲

緑化助成の規模・範囲は次のとおりとします。

(1) 植栽は、原則として、通常の 1 年間の枯れ補償がある新植のものとし、枯損の危険を伴う移植等によるものが含まれる場合には、その対応について別途協議を行う。

(2) 緑化助成は、植栽を主体とする。植栽以外のものとしては、プレートの設置のほか、植栽のデザインやレイアウトを生かすための地盤の簡単な造成、植栽空間の利用を増進する舗装、ベンチ、および花壇などの修景施設等の最小範囲内のものに限る。

(3) 地形を大幅に改変する切土・盛土等を伴う土地の造成、規模の大きな池泉、噴水、流れ、外柵等の工事は、緑化助成の対象としない。

(4) 緑化助成工事にあたり、既存物の撤去に必要な費用は、軽微な場合を除いて、受賞者の負担によるものとする。

(5) 緑化助成の対象である樹木等の引渡し後の維持管理に関する費用は、緑化助成の対象としない。緑化助成した植栽等については、受賞者が維持管理を含め十分な手当を行い、枯損・破損が発生しないよう努める。なお、（公財）都市緑化機構が緑化助成工事を行う場合は、公共植栽工事に係る植樹保険に加入するなど、枯損時の円滑な植え替えを行う。

(6) 工事過程で新たな費用が発生した場合には、その費用負担は受賞者等によるものとする。

(7) 受賞者は、地域の緑として末永く定着させるため、緑化助成工事の対象となる植栽樹木の一部を利用し、地域住民等が参加できる記念植樹等の式典などが行われるよう配慮する。

(8) 特別企画「おもてなしの庭」の計画づくりへの助成項目は、ワークショップや講習会等の運営経費（例：会場費、講師への謝金、備品の購入等の経費）、業務委託費（緑化計画や活動計画の作成等についての専門家への業務委託費）等とする。

緑化助成の流れ

1. プラン実現のための緑化助成工事は、原則として受賞者に行っていただきますが、受賞者が工事の施工管理能力を持たない場合には、受賞者に代わって（公財）都市緑化機構が緑化助成工事を行います。

(1) 緑化助成工事を受賞者が行う場合

① 受賞者は、受賞決定通知を受領後、設計図書の作成を行い、設計金額とあわせて（公財）都市緑化機構へ提出する。（公財）都市緑化機構は、受賞決定プランと変更のないことを確認する。（変更されている場合、内容によっては緑化助成の中止を行うこともあるので十分注意のこと）

② （公財）都市緑化機構は、①を実施後、助成金額の内示を行う。（内示額には、受賞プレートの費用（設置を含む）および緑化助成工事に係わる消費税額を含む）

③ 受賞者は、提出した設計図書により入札等の手続きを踏んで工事発注を行い、工事請負契約締結後、契約書の写しを（公財）都市緑化機構へ提出する。

④ 緑化助成工事の過程でプランの変更が生じた場合には、事前に、（公財）都市緑化機構と受賞者は協議を行う。ただし、変更の範囲は軽微なものとし、当初のプランの主旨を外れず、契約金額に変更のないものとする。

⑤ 受賞者は、引渡し検査・竣工検査を行う。ただし、必要に応じて（公財）都市緑化機構が立ち会うことがある。

⑥ 受賞者は、引渡し検査・竣工検査完了後、検査合格書等の竣工を確認できる資料の写し、竣工写真、および助成金支払い申請書を（公財）都市緑化機構へ提出する。

⑦ （公財）都市緑化機構は、工事の完了を確認後、助成金支払い申請書に基づき指定の振込口座へ助成金を支払う。

　なお、助成金の受取人（振込み先）は、公共団体の場合は、原則「会計管理者」とし、民間団体の場合は、原則「代表者」とする。ただし、原則から外れる場合には、（公財）都市緑化機構と協議する。

⑧ 受賞団体の代表者は、助成金の振込み確認後、助成金の領収書を（公財）都市緑化機構に提出する。

⑨ 助成対象のプランと助成対象外工事を一括して発注する場合、実施設計図書を（公財）都市緑化機構に送付する際に、緑化助成対象工事と緑化助成対象外工事を実施設計図書で明確に区分するとともに、それぞれの工事の直接工事費、諸経費等がわかる一覧を添付すること。

(2)　緑化助成工事を（公財）都市緑化機構が行う場合

① 受賞者は、受賞決定通知を受領後、緑化助成工事の発注に必要な設計図書等（工事見積書等）を（公財）都市緑化機構に提出する。（公財）都市緑化機構は、助成要望金額と審査会で受賞が決定されたプランに変更がないことを確認の上、施工業者を選定し、工事請負契約を締結する。

② 緑化助成工事は、原則として、請負業者の責任施工とする。

③ （公財）都市緑化機構は、工事請負契約締結後、工事金額、施工業者、工事工程を含めた工事内容を受賞者に送付し、あわせて受賞者に現場の管理を無償にて代行していただく依頼を行う。

④ 緑化助成工事の過程でプランに変更の必要が生じた場合には、事前に、（公財）都市緑化機構と受賞者は、協議を行うものとする。ただし、変更の範囲は軽微なものとし、当初のプランの主旨を外れず、契約金額に変更のないものとする。

⑤ 竣工確認は、原則として（公財）都市緑化機構が行うが、必要に応じて受賞者等に依頼することがある。

⑥ 竣工確認後、（公財）都市緑化機構は、完成物の受賞者への引渡しを行う。受賞者は、土地所有者等へ帰属の手続きを行うなど緑化助成対象物の管理責任を明確にする。

注：上記の事務手続き等は、その都度、（公財）都市緑化機構は、受賞者に連絡する。

2.　「おもてなしの庭」の計画づくりの助成方法

① 受賞者は、受賞決定通知を受領後、計画づくりにおける支出項目と金額（見積書等）を（公財）都市緑化機構に提出する。（公財）都市緑化機構は、助成金の使途が適切であること等の確認を行う。

② 受賞者は、応募内容に基づいて計画づくりを実施し、支出した経費を証明する領収書の写しを（公財）都市緑化機構に提出する。（公財）都市緑化機構は、内容を確認のうえ、「おもてなしの庭」の整備完了後に工事費と一括して助成金を支払う。

ポケット・ガーデン部門

【問合せ先】　〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-2-10 平河町第一生命ビル 2F
（一財）第一生命財団
TEL：03-3239-2312　FAX：03-3239-2315
E-mail: dl-foundation@dream.ocn.ne.jp
URL:http://group.dai-ichi-life.co.jp/dai-ichi-life-foundation/

緑化助成の要件

① 助成を受けるプランは、受賞決定内容と相違がないこと。

② 緑化の施設や設備の整備、資材購入の金額は、プレートの費用、それにかかる消費税を含め、助成決定内示額（緑化助成の流れ②参照）を超えないこと。

プラン実現のための資料の提出

受賞者は、受賞決定通知を受領後、以下の資料を提出して下さい。

(1) 植栽･施設等詳細図　植栽、および施設等の整備内容がわかるもの

(2) 見　積　書　応募プランの費用を明示したもの

(3) そ　の　他　受賞者または（一財）第一生命財団が必要と判断する資料

緑化助成対象の調整

上記「プラン実現のための資料」の内容を確認したうえで、必要に応じて緑化助成範囲調整のための協議を行う場合があります。

緑化助成の流れ

① 受賞者は、「プラン実現のための資料」を（一財）第一生命財団へ提出する。工事等を委託する場合は、発注に必要な設計図書を合わせて提出する。第一生命財団は、受賞決定プランと変更のないことを確認する。（変更がなされている場合、内容によっては緑化助成の中止を行うこともあるので十分注意をして下さい）

② （一財）第一生命財団は、①を実施後、助成金額の内示を行う。（この場合の内示額には、受賞プレートの費用および全ての消費税額を含む）

③ 受賞者は、プランの整備完了後、購入品の領収書、現地写真、工事等を委託した場合は完了確認できる資料、および助成金支払い申請書を（一財）第一生命財団へ提

出する。

④　（一財）第一生命財団は、受賞プランの実施完了を確認後、助成金支払い申請書に基づき指定の振込口座へ助成金の支払いを行う。

　なお、助成金の受取人（振込先）は、公共団体の場合は、原則「会計管理者」とし、民間団体の場合は、原則「代表者」とする。ただし、原則から外れる場合には、（一財）第一生命財団と協議する。

⑤　受賞団体の代表者は、助成金の振込み確認後、助成金の領収書を（一財）第一生命財団に提出する。

主催：公益財団法人都市緑化機構／一般財団法人第一生命財団

後援：国土交通省／環境省／全国知事会／全国市長会／全国町村会
／東京都（特別企画「おもてなしの庭」）

特別協賛：第一生命保険株式会社

協力：一般社団法人建設広報協会／一般社団法人日本公園緑地協会
／一般社団法人日本造園建設業協会／都市緑化基金等連絡協議会
／株式会社フジテレビジョン／株式会社産業経済新聞社
／株式会社ニッポン放送